

秋田市公衆浴場法施行条例一部改正（案）についての
意見募集の結果について

期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 3 0 日まで
提出者 1 名
件数 1 件

提出者	意見の要旨	市の考え・対応
1	男女の区別は「生物学的な性別」と明記してほしい。	現行の条例および条例改正案では男女の区別について「生物学的な性別」と明記しておりませんが、国の通知^{*1}に基づき身体的な特徴をもって判断しており、今回の改正はその取扱いを変更するものではないため、改正後も従来と同様に風紀を保つことができると考えております。 ※ 1 公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて（令和 5 年 6 月 23 日付け薬生衛発 0623 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）